

「都道首都高速 1 号線等に関する事業」別紙－30 料金の額及びその徴収期間の一部について
下記のとおり変更しました。

記

料金の額及びその徴収期間 別添 2 中

「

都道首都高速4号線

都道首都高速4号線

永福

」を

永福

(ETC、上り
に限る。)

」に、

「

「

都道首都高速品川目黒線

都道首都高速品川目黒線

五反田

」を

五反田

(ETC)

に変更する。

2 実施する期日

本届出に係る変更は、令和 8 年 1 月 1 日以降の会社が別に定める日から実施する。

ただし、永福については、下り線における ETC 専用施設への変更後は、令和 7 年 1 月 24 日付け「ETC 専用施設への変更について（届出）」で届出済みの内容を適用するものとする。